

改正学校法人会計基準と対応する現行会計基準との対照表

(令和6年9月30日 文部科学省令第28号)

※下線部は改正箇所 黄色マーカーは案からの変更箇所

改正(全文)	現行(改正に関連する部分)
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 会計帳簿</p> <p>第1節 総則(第6条)</p> <p>第2節 資産(第7条—第10条)</p> <p>第3節 負債(第11条)</p> <p>第4節 基本金(第12条—第14条)</p> <p>第3章 計算関係書類</p> <p>第1節 総則(第15条・第16条)</p> <p>第2節 貸借対照表(第17条—第22条)</p> <p>第3節 事業活動収支計算書(第23条—第31条)</p> <p>第4節 資金収支計算書(第32条—第39条)</p> <p>第5節 計算書類の注記(第40条)</p> <p>第6節 附属明細書(第41条・第42条)</p> <p>第4章 財産目録(第43条—第47条)</p> <p>第5章 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例(第48条—第50条)</p> <p>第6章 放送大学学園に関する特例(第51条)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 資金収支計算及び資金収支計算書(第6条—第14条の2)</p> <p>第3章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書(第15条—第24条)</p> <p>第4章 貸借対照表</p> <p>第1節 資産(第25条—第28条)</p> <p>第2節 基本金(第29条—第31条)</p> <p>第3節 貸借対照表の記載方法等(第32条—第36条)</p> <p>第5章 知事所轄学校法人に関する特例(第37条—第39条)</p> <p>第6章 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例(第40条)</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(学校法人会計の基準)</p> <p>第1条 私立学校法(以下「法」という。)第101条に規定する基準については、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 法第3条に規定する学校法人(法第152条第5項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下「学校法人」という。)は、この省令の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。ただし、法第19条第1項の事業(以下「収益事業」という。)に関する会計(以下「収益事業会計」という。)については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。</p> <p>3 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に従わなければならない。</p> <p>4 計算書類のうち貸借対照表については、前2項の規定によるほか、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条第2号に掲げる証券若しくは証券を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人であつて、当該証券若しくは当該証券又は当該権利について金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する募集又は同条第4項に規定する売出しを行うもの(次項において「有価証券発行学校法人」という。)にあつては、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年文部科学省令第36号)の定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>5 計算書類のうち収支計算書については、第2項及び第3項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の定めるところにより作成しなければならない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(学校法人会計の基準)</p> <p>第1条 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する学校法人(法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下第6章を除き「学校法人」という。)は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 (全文)	現 行 (改正に関連する部分)
<p>(会計の原則)</p> <p>第2条 学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「<u>計算関係書類</u>」という。）<u>(収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下この条において同じ。)</u>並びに財産目録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) <u>全ての取引について、正規の簿記の原則によつて正しく記帳された会計帳簿に基づいて計算関係書類を作成すること。</u></p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を<u>計算関係書類に明瞭</u>に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに<u>計算関係書類及び財産目録</u>の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p> <p>(収益事業会計)</p> <p>第3条 <u>収益事業会計</u>に係る会計処理<u>並びに貸借対照表及び損益計算書</u>の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。</p> <p>2 収益事業会計については、前2条、<u>前項及び第4章の規定</u>を除き、この省令の規定は、適用しない。</p> <p>(総額表示)</p> <p>第4条 計算書類に記載する金額は、総額をもつて表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもつて表示することができる。</p> <p>(金額の表示の単位)</p> <p>第5条 <u>計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、1円単位をもつて表示するものとする。</u></p>	<p>(会計の原則)</p> <p>第2条 学校法人は、次に掲げる原則によつて、<u>会計処理を行ない</u>、計算書類を作成しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>すべての取引について、複式簿記の原則によつて、正確な会計帳簿を作成すること。</u></p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を<u>明りよう</u>に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに<u>計算書類</u>の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p> <p>(収益事業会計)</p> <p>第3条 <u>私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第1項に規定する事業に関する会計（次項において「収益事業会計」という。）に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。</u></p> <p>2 収益事業会計については、前2条<u>及び前項</u>の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。</p> <p>(総額表示)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第2章 会計帳簿</p>	<p>第4章 貸借対照表</p>
<p>第1節 総則</p> <p>(会計帳簿の作成)</p> <p>第6条 <u>法第102条第1項の規定により学校法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び基本金の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成するものとする。</u></p> <p>第2節 資産</p> <p>(資産の評価)</p> <p>第7条 資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。</p> <p>(減価償却)</p> <p>第8条 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行うものとする。</p> <p>2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。</p> <p>(有価証券の評価換え)</p> <p>第9条 有価証券については、<u>第7条の規定により評価した価額と比較してそ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第1節 資産</p> <p>(資産の評価)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(減価償却)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(有価証券の評価換え)</p> <p>第27条 有価証券については、<u>第25条の規定により評価した価額と比較して</u></p>

改正（全文）	現行（改正に関連する部分）
<p>の時価が著しく低くなつた場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。</p> <p>（徴収不能額の引当て）</p> <p>第10条 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。</p> <p>第3節 負債</p> <p>（負債の評価）</p> <p>第11条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付すものとする。</p> <p>2 <u>退職給与引当金のほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の事業活動支出の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を事業活動支出として繰り入れることにより計上した額を付すものとする。</u></p> <p>第4節 基本金</p> <p>（基本金）</p> <p>第12条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。</p> <p>（基本金への組入れ）</p> <p>第13条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。</p> <p>(1) 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額</p> <p>(2) 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額</p> <p>(3) 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額</p> <p>(4) 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額</p> <p>2 前項第2号又は第3号に掲げる資産の額の基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。</p> <p>3 学校法人が第1項第1号の固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金に組み入れるものとする。</p> <p>（基本金の取崩し）</p> <p>第14条 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。</p> <p>(1) その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額</p> <p>(2) その経営の合理化により前条第1項第1号の固定資産を有する必要がなくなつた場合 その固定資産の価額</p> <p>(3) 前条第1項第2号の金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなつた場合 その金銭その他の資産の額</p>	<p>その時価が著しく低くなつた場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。</p> <p>（徴収不能額の引当て）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第2節 基本金</p> <p>（基本金）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>（基本金への組入れ）</p> <p>第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。</p> <p>(1) 学校法人が設立当初に取得した固定資産（<u>法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産</u>）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>2 前項第2号又は第3号に規定する基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。</p> <p>3 学校法人が第1項第1号に規定する固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。</p> <p>（基本金の取崩し）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) その経営の合理化により前条第1項第1号に規定する固定資産を有する必要がなくなつた場合 その固定資産の価額</p> <p>(3) （略）</p>

改正（全文）	現行（改正に関連する部分）
(4) その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額	(4) (略)
第3章 計算関係書類	(新設)
第1節 総則	(新設)
(成立の日の貸借対照表)	(新設)
第15条 法第103条第1項の規定により作成すべき貸借対照表は、学校法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成するものとする。	
(各会計年度に係る計算書類)	(計算書類)
第16条 法第103条第2項の規定により学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類は、次に掲げるものとする。	第4条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。
<ul style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表 (2) 次に掲げる収支計算書 <ul style="list-style-type: none"> イ 事業活動収支計算書 ロ 資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 資金収支計算書並びにこれに附属する次に掲げる内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書 <ul style="list-style-type: none"> イ 資金収支内訳表 ロ 人件費支出内訳表 (2) 事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表 <ul style="list-style-type: none"> *上記「資金収支内訳表」「人件費支出内訳表」「事業活動収支内訳表」は、私立学校振興助成法施行規則2条へ移動 (3) *附属明細書のイロハ⇒ 改正41条(1)(2)(3)へ移動
第2節 貸借対照表	第4章 第3節 貸借対照表の記載方法等
(貸借対照表の内容)	(新設)
第17条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものとする。	
(貸借対照表の記載方法)	(貸借対照表の記載方法)
第18条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。	第32条 (略)
(減価償却資産の表示方法)	(重要な会計方針等の記載方法)
第19条 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。	第34条 *1 (引当金の計上基準・重要な会計方針) ⇒ 改正40条(1)へ移動 *2 (重要な会計方針の変更) ⇒ 改正40条(2)へ移動
第20条 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。	3 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。 *下線の脚注部分 ⇒ 改正40条(3)へ移動
(金銭債権の表示方法)	4 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。 *下線の脚注部分 ⇒ 改正40条(4)へ移動
(貸借対照表の記載科目)	*5~8 ⇒ 改正40条(5)(6)(7)(15)へ移動
第21条 貸借対照表に記載する科目は、別表第1のとおりとする。	(貸借対照表の記載科目)
(貸借対照表の様式)	第33条 貸借対照表に記載する科目は、別表第3のとおりとする。
第22条 貸借対照表の様式は、第1号様式のとおりとする。	(貸借対照表の様式)
	第35条 貸借対照表の様式は、第7号様式のとおりとする。

改正（全文）	現行（改正に関連する部分）
<p>第3節 事業活動収支計算書</p> <p>（事業活動収支計算書の内容）</p> <p>第23条 事業活動収支計算書は、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明瞭に表示するとともに、当該会計年度において第12条及び第13条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明瞭に表示するものとする。</p> <p>(1) 教育活動 (2) 教育活動以外の経常的な活動 (3) 前2号に掲げる活動以外の活動</p> <p>（事業活動収支計算の方法）</p> <p>第24条 事業活動収入の計算は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入について行うものとする。</p> <p>2 事業活動支出の計算は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて行うものとする。</p> <p>3 事業活動収支計算は、前条各号に掲げる活動ごとに、前2項の規定により計算した事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとする。</p> <p>（勘定科目）</p> <p>第25条 学校法人は、この節の規定の趣旨に沿って事業活動収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。</p> <p>（事業活動収支計算書の記載方法）</p> <p>第26条 事業活動収支計算書には、第23条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>（事業活動収支計算書の記載科目）</p> <p>第27条 事業活動収支計算書に記載する科目は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（当年度収支差額等の記載）</p> <p>第28条 第23条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>2 当該会計年度の経常収支差額（第23条第1号に掲げる活動の収支差額に同条第2号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（経常収支差額に第23条第3号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>4 当該会計年度の基本金組入額は、基本金組入前当年度収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>5 当該会計年度の当年度収支差額（基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除した額をいう。以下同じ。）は、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>（翌年度繰越収支差額）</p> <p>第29条 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。</p> <p>(1) 当年度収支差額 (2) 前年度繰越収支差額（当該会計年度の前会計年度の翌年度繰越収支差額</p>	<p>第3章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書</p> <p>（事業活動収支計算の目的）</p> <p>第15条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第29条及び第30条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>（事業活動収支計算の方法）</p> <p>第16条 事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算するものとする。</p> <p>2 事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>（勘定科目）</p> <p>第17条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿って事業活動収支計算を行うため必要な勘定科目を設定するものとする。</p> <p>（事業活動収支計算書の記載方法）</p> <p>第18条 事業活動収支計算書には、第15条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>（事業活動収支計算書の記載科目）</p> <p>第19条 (略)</p> <p>（当年度収支差額等の記載）</p> <p>第20条 第15条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>2 当該会計年度の経常収支差額（第15条第1号に掲げる活動の収支差額に同条第2号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（経常収支差額に第15条第3号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>4 (略) 5 (略)</p> <p>（翌年度繰越収支差額）</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p>

改 正 (全文)	現 行 (改正に関連する部分)
<p>をいう。)</p> <p>(3) <u>第14条</u>の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額</p> <p>(翌年度繰越収支差額の記載)</p> <p>第30条 翌年度繰越収支差額は、当年度収支差額の次に、前条の規定による計算とともに、予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>(事業活動収支計算書の様式)</p> <p>第31条 事業活動収支計算書の様式は、<u>第2号様式</u>のとおりとする。</p> <p>(削除) ⇒ 私立学校振興助成法施行規則3条へ移動</p>	<p>(3) <u>第31条</u>の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額</p> <p>(翌年度繰越収支差額の記載)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(事業活動収支計算書の様式)</p> <p>第23条 事業活動収支計算書の様式は、<u>第5号様式</u>のとおりとする。</p> <p>(事業活動収支内訳表の記載方法等)</p> <p>第24条 事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を第13条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。</p> <p>2 事業活動収支内訳表の様式は、<u>第6号様式</u>のとおりとする。</p>
<p>第4節 資金収支計算書</p> <p>(資金収支計算書の内容)</p> <p>第32条 資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応する<u>全ての</u>収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を<u>明瞭に表示するもの</u>とする。</p> <p>(資金収支計算の方法)</p> <p>第33条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの（<u>第37条第1項において「前期末前受金」という。</u>）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（<u>第37条第1項において「期末未収入金」という。</u>）について行なうものとする。</p> <p>2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの（<u>第37条第2項において「前期末前払金」という。</u>）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（<u>第37条第2項において「期末未払金」という。</u>）について行なうものとする。</p> <p>(勘定科目)</p> <p>第34条 学校法人は、この節の規定の趣旨に沿つて<u>資金収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するもの</u>とする。</p> <p>(資金収支計算書の記載方法)</p> <p>第35条 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>(資金収支計算書の記載科目)</p> <p>第36条 資金収支計算書に記載する科目は、別表<u>第3</u>のとおりとする。</p> <p>(前期末前受金等)</p> <p>第37条 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。</p> <p>2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。</p>	<p>第2章 資金収支計算及び資金収支計算書</p> <p>(資金収支計算の目的)</p> <p>第6条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応する<u>すべての</u>収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、<u>資金収支計算を行なうもの</u>とする。</p> <p>(資金収支計算の方法)</p> <p>第7条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの（<u>第11条において「前期末前受金」という。</u>）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（<u>第11条において「期末未収入金」という。</u>）について行なうものとする。</p> <p>2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの（<u>第11条において「前期末前払金」という。</u>）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（<u>第11条において「期末未払金」という。</u>）について行なうものとする。</p> <p>(勘定科目)</p> <p>第8条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿つて<u>資金収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するもの</u>とする。</p> <p>(資金収支計算書の記載方法)</p> <p>第9条 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>(資金収支計算書の記載科目)</p> <p>第10条 資金収支計算書に記載する科目は、別表<u>第1</u>のとおりとする。</p> <p>(前期末前受金等)</p> <p>第11条 (略)</p>

改正（全文）	現行（改正に関連する部分）
<p>(資金収支計算書の様式)</p> <p>第38条 資金収支計算書の様式は、<u>第3号様式のとおりとする。</u></p> <p>(削除) ⇒ 私立学校振興助成法施行規則4条へ移動</p> <p>(削除) ⇒ 私立学校振興助成法施行規則5条へ移動</p> <p>(活動区分資金収支計算書の記載方法等)</p> <p>第39条 活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。</p> <p>(1) 教育活動</p> <p>(2) 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動</p> <p>(3) 資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動</p> <p>2 活動区分資金収支計算書の様式は、第4号様式のとおりとする。</p> <p>第5節 計算書類の注記</p> <p>第40条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) <u>引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針</u></p> <p>(2) <u>重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額</u></p> <p>(3) <u>固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合、当該資産の減価償却額の累計額の合計額</u></p>	<p>(資金収支計算書の様式)</p> <p>第12条 資金収支計算書の様式は、<u>第1号様式のとおりとする。</u></p> <p>(資金収支内訳表の記載方法等)</p> <p>第13条 資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。</p> <p>(1) <u>学校法人（次号から第5号までに掲げるものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>各学校（専修学校及び各種学校を含み、次号から第5号までに掲げるものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>研究所</u></p> <p>(4) <u>各病院</u></p> <p>(5) <u>農場、演習林その他前2号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設</u></p> <p>2 <u>前項第2号に掲げる部門の記載にあつては、2以上の学部を置く大学にあつては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。）に、2以上の学科を置く短期大学にあつては学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、2以上の課程を置く高等学校にあつては課程（当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載するものとする。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。</u></p> <p>3 <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第103条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。</u></p> <p>4 <u>通信による教育を行なう大学に係る第2項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。</u></p> <p>5 <u>資金収支内訳表の様式は、第2号様式のとおりとする。</u></p> <p>(人件費支出内訳表の記載方法等)</p> <p>第14条 人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を前条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。</p> <p>2 <u>前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による記載について準用する。</u></p> <p>3 <u>人件費支出内訳表の様式は、第3号様式のとおりとする</u></p> <p>(活動区分資金収支計算書の記載方法等)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(重要な会計方針等の記載方法)</p> <p>第34条 <u>引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針については、当該事項を脚注（注記事項を計算書類の末尾に記載することをいう。以下この条において同じ。）として記載するものとする。</u></p> <p>2 <u>重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載するものとする。</u></p> <p>3 <u>減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目</u></p>

改 正 (全文)	現 行 (改正に関連する部分)
<p>(4) <u>金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合</u>には、徴収不能引当金の合計額</p> <p>(5) 担保に供されている資産の種類及び額</p> <p>(6) 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額</p> <p>(7) 当該会計年度の末日において第13条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策</p> <p>(8) <u>セグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。）情報</u></p> <p>(9) <u>重要な偶発債務</u></p> <p>(10) <u>子法人に関する事項</u></p> <p>(11) <u>学校法人の出資による会社に係る事項</u></p> <p>(12) <u>関連当事者との取引の内容に関する事項</u></p> <p>(13) <u>学校法人間の財務取引</u></p> <p>(14) <u>重要な後発事象</u></p> <p>(15) <u>前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>第6節 附属明細書</p> <p>(附属明細書の記載方法等)</p> <p>第41条 法第103条第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>固定資産明細書</u></p> <p>(2) <u>借入金明細書</u></p> <p>(3) <u>基本金明細書</u></p> <p>2 <u>前項の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の附属明細書には、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</u></p> <p>(附属明細書の様式)</p> <p>第42条 次の各号に掲げる附属明細書の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>固定資産明細書 第5号様式</u></p> <p>(2) <u>借入金明細書 第6号様式</u></p> <p>(3) <u>基本金明細書 第7号様式</u></p>	<p><u>ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。</u></p> <p><u>*減価償却資産の表示方法 ⇒ 改正19条</u></p> <p>4 <u>金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。</u></p> <p><u>*金銭債権の表示方法 ⇒ 改正20条</u></p> <p>5 <u>担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。</u></p> <p>6 <u>翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。</u></p> <p>7 <u>当該会計年度の末日において第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>8 <u>前各項に規定するもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を脚注として記載するものとする</u></p> <p>(新設)</p> <p>(計算書類)</p> <p>第4条 <u>学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) ⇒ <u>改正16条</u></p> <p>(3) <u>貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表</u></p> <p>イ <u>固定資産明細表</u></p> <p>ロ <u>借入金明細表</u></p> <p>ハ <u>基本金明細表</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(附属明細表の記載方法等)</p> <p>第36条 <u>固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第8号様式、第9号様式及び第10号様式に従って記載するものとする。</u></p>
<p>第4章 財産目録</p>	<p>(新設)</p>
<p>(財産目録の内容)</p> <p>第43条 <u>法第107条第1項第1号に掲げる財産目録は、当該会計年度末現在(学校法人が成立した日における財産目録は、当該学校法人が成立した日)における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。</u></p> <p>(内部取引)</p> <p>第44条 <u>財産目録の作成に当たっては、当該学校法人の収益事業会計に対する投資とこれに対応する収益事業会計の資本との相殺消去その他必要とされる</u></p>	

改 正 (全文)	現 行 (改正に関連する部分)
<p><u>事業相互間の項目の相殺消去をするものとする。</u></p> <p>(財産目録の区分)</p> <p>第45条 <u>財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。</u></p> <p>2 <u>資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第3号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。</u></p> <p>(1) <u>基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）</u></p> <p>(2) <u>運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）</u></p> <p>(3) <u>収益事業会計資産（収益事業に必要な資産をいう。）</u></p> <p>3 <u>負債額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第3号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。</u></p> <p>(1) <u>固定負債（別表第1における大科目「固定負債」に計上する負債をいう。）</u></p> <p>(2) <u>流動負債（別表第1における大科目「流動負債」に計上する負債をいう。）</u></p> <p>(3) <u>収益事業会計負債（収益事業に必要な負債をいう。）</u></p> <p>(財産目録の金額)</p> <p>第46条 <u>財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。</u></p> <p>(財産目録の様式)</p> <p>第47条 <u>財産目録の様式は、第8号様式のとおりとする。</u></p>	
<p>第5章 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例</p>	<p>第5章 知事所轄学校法人に関する特例</p>
<p>(徴収不能引当ての特例)</p> <p>第48条 <u>都道府県知事を所轄庁とする学校法人（会計監査人を置くものを除く。以下「会計監査人非設置知事所轄学校法人」という。）（高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。）は、第10条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。</u></p> <p>(基本金組入れに関する特例)</p> <p>第49条 <u>会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第13条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。</u></p> <p>(計算書類の作成に関する特例)</p> <p>第50条 <u>会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第16条及び第41条第1項の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細書（高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる。</u></p>	<p>(徴収不能引当ての特例)</p> <p>第38条 <u>知事所轄学校法人（高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。）は、第28条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。</u></p> <p>(基本金組入れに関する特例)</p> <p>第39条 <u>知事所轄学校法人は、第30条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。</u></p> <p>(計算書類の作成に関する特例)</p> <p>第37条 <u>都道府県知事を所轄庁とする学校法人（以下「知事所轄学校法人」という。）は、第4条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細書（高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる。</u></p>
<p>第6章 放送大学学園に関する特例</p>	<p>(新設)</p>
<p>第51条 <u>放送大学学園は、この省令の規定にかかわらず、放送大学学園に関する省令（平成15年文部科学省令第39号）の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第6章 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例</p>
<p>(削除)</p>	<p>第40条 <u>法第14条第1項に規定する学校法人（法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者であつて、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規</u></p>

改正（全文）	現行（改正に関連する部分）
	<p><u>定する社会福祉法人をいう。）については、第1条第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従うことができる。</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2-4 （削除）</p> <p><u>別表第1を次のように改める。</u></p> <p>別表第1 <u>貸借対照表記載科目（第21条関係）</u> （略）</p> <p>別表第2中「第19条」を「第27条」に、「間に適当な科目」を「間に適当な中科目」に、「<u>都道府県知事を所轄庁とする学校法人</u>」を「<u>会計監査人非設置知事所轄学校法人</u>」に改める。</p> <p>別表第2 <u>事業活動収支計算書記載科目（第27条関係）</u> （略）</p> <p><u>別表第3を次のように改める。</u></p> <p>別表第3 <u>資金収支計算書記載科目（第36条関係）</u> （略）</p> <p><u>第1号様式から第3号様式までを次のように改める。</u></p> <p>第1号様式（第22条関係） （略） 第2号様式（第31条関係） （略） 第3号様式（第38条関係） （略）</p> <p><u>第4号様式中「第14条の2」を「第39条」に改める。</u></p> <p>第4号様式（第39条関係） （略）</p> <p><u>第5号様式から第8号様式までを次のように改める。</u></p> <p>第5号様式（第42条関係） （略） 第6号様式（第42条関係） （略） 第7号様式（第42条関係） （略） 第8号様式（第47条関係） （略）</p> <p><u>第9号様式及び第10号様式を削る。</u></p> <p>第9号様式 （削除） 第10号様式 （削除）</p>	<p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2-4 （略）</p> <p>別表第1 <u>資金収支計算書記載科目（第10条関係）</u> （略）</p> <p>別表第2 <u>事業活動収支計算書記載科目（第19条関係）</u> （略）</p> <p>別表第3 <u>貸借対照表記載科目（第33条関係）</u> （略）</p> <p>第1号様式（第12条関係） （略） 第2号様式（第13条関係） （略） 第3号様式（第14条関係） （略）</p> <p>第4号様式（第14条の2関係） （略）</p> <p>第5号様式（第23条関係） （略） 第6号様式（第24条関係） （略） 第7号様式（第35条関係） （略） 第8号様式（第36条関係） （略）</p> <p>第9号様式（第36条関係） （略） 第10号様式（第36条関係） （略）</p>
<p>附 則</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（施行期日）</u></p> <p>第1条 この省令は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>第2条 この省令による改正後の学校法人会計基準の規定は、令和7年度以降の会計年度に係る会計処理並びに計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）及びその附属明細書並びに財産目録の作成について適用し、令和6年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>